

【参考】離島出身者等の上限額の判断について

大学等進学サポート事業において、渡航の内容に応じて助成できる上限額は下記の3つのとおり設定されています。

[大学等進学サポート事業実施要綱 抜粋]-----

(実施内容) 第4条

4 上限額は次の各号の定めるところによる。

(1)沖縄本島を起点とする県外への渡航は合計して一人あたり 125,000 円とする。

(2)離島を起点とする県外へ渡航は合計して一人あたり 150,000 円とする。

(3)離島を起点とする本島への渡航は合計して一人あたり 75,000 円とする。

上限額を判断する際の起点は、申請時点における**支援希望者(生徒)の現住所**で判断します。住民票に記載されている住所と現住所が異なる場合においては、現住所での判断となります。

例

生徒A 所属：久米島高等学校 志望大学：県外A大学
 現住所：久米島町内 住民票記載住所：久米島町

⇒ 上記(2)に該当。上限額 150,000 円

生徒B 所属：那覇高等学校 志望大学：県外A大学
 現住所：那覇市内 住民票記載住所：北大東村

⇒ 上記(1)に該当。上限額 125,000 円

生徒C 所属：那覇高等学校 志望大学：県内B大学
 現住所：那覇市内 住民票記載住所：宮古島市

⇒ 本島を起点とする本島への渡航(移動)のため対象外。